

投資信託・一時払保険に係るご提供サービスとお客さまにご負担いただく手数料について

〈みずほ〉は、投資信託・一時払保険をご購入および保有していただく際に「ご提供するサービス」の対価として、各種手数料をご負担いただいております。

投資信託については、一般に販売会社として「購入時手数料」および「運用管理費用」をご負担いただいております。

購入時手数料

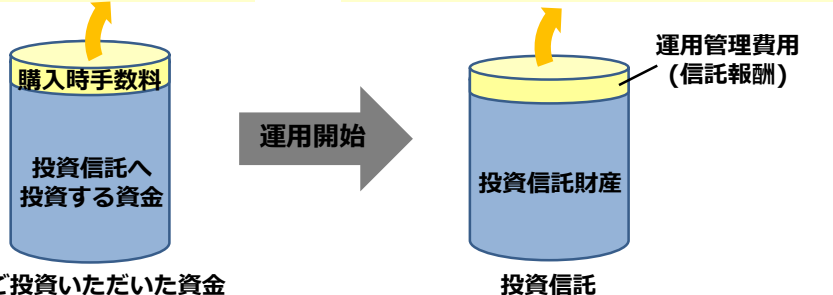
支払先 **販売会社**

投資信託を購入される際に販売会社に対して、一度にご負担いただくものです。

運用管理費用(信託報酬)

支払先 **販売会社** **委託会社(運用会社)** **受託会社**

あらかじめ定められた報酬率で日々計算され、投資信託財産から支払われます。また定められた割合で販売会社・委託会社・受託会社に配分されます。



取引段階	手数料		ご提供するサービス例
	投資信託	一時払保険	
ご購入時	購入時手数料	代理店手数料※2	<ul style="list-style-type: none"> お客さまがニーズに合った商品を選択していただけるように、またお客さまが資産運用に際して適切にご判断ができるように、マーケット等に関する情報の提供を行います。 お客さまのご年齢・投資に関するご経験・お持ちの金融資産・お取引の目的等を確認し、お客さまの視点に立ち、受入可能なリスク水準等を総合的に勘案した上で、ニーズに合った適切な商品の提案を行うよう努めます。
保有時	費用管理		<ul style="list-style-type: none"> お客さまの投資に係るご経験等を踏まえ、商品性・リスク・コストなどの重要事項をお客さまにご理解いただけるよう分かり易く説明を行います。 商品販売(契約)に関する事務手続きを行います。 お客さまを取り巻く環境の変化や運用状況等を踏まえ、継続的にお客さまの適切な投資判断に役立つ情報提供を行うように努めます。 <投資信託の場合>運用報告書など各種書類のご送付、分配金・償還金のお支払い、解約手続きを行います。

※1 〈みずほ〉が販売会社としてお客さまにご負担いただく手数料を指しており、投資信託に関してお客さまにご負担いただく手数料は上記に限られません。手数料・費用の詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面(目論見書補完書面含む)にてご確認ください。

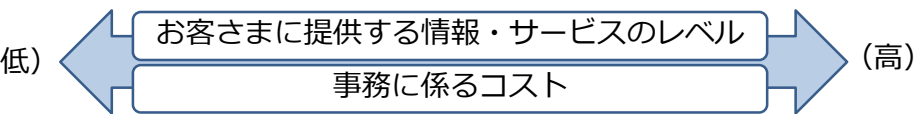
※2 一時払保険においては、保険の手数料は保険会社から販売代理店に支払われるものであり、代理店手数料の多寡がお客さまのご負担額に直接影響を与えるものではありません。

※3 また、上記は、「ご提供するサービス例」として掲載するものですので、全てのお客さまに当てはまるものではありません。

投資信託に係る手数料水準の考え方

1. 商品の取扱窓口による差異(主に購入時手数料)

商品の取扱窓口(店頭やインターネット)により、「お客さまに提供する情報・サービスのレベル」や「事務に係るコスト」が異なります。一般的に、インターネット専用の商品については、上記の観点から、手数料水準を相対的に低く設定しています。

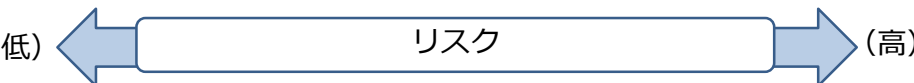


	インターネット専用商品	店頭取扱商品※3
商品取扱窓口	<ul style="list-style-type: none"> 店頭取扱商品においては、対面でお客さまの資産・負債状況等のヒアリングをしっかりと行い、各種分析を実施した上で、お客さまの投資に係るご経験等を踏まえ、お客さまに適した分かり易い情報の提供を実施するよう努めています。 インターネット専用商品においては、対面での商品説明・情報提供等を原則として行わず、また営業担当者が行う商品販売(契約)に係るお手続きの一部をお客さまご自身で行っていただくため、事務に係るコストが低くなることから、一般的に、店頭取扱商品に比べて相対的に手数料水準を低く設定しています。 	

※3 店頭取扱商品については、対面で提供することを前提としています。同商品のインターネットでのご購入は、お客さまの利便性向上を目的とする付帯サービスとしてご提供しているため、手数料は同一となります。

2. 投資対象等による差異(購入時手数料および運用管理費用)

投資対象等により商品のリスクは異なり、お客さまへのご説明のための情報が異なります。一般的に、ご説明する「情報量」が多いほど、営業担当者のお客さまへの説明に要するコストが増えることから、手数料水準を相対的に高く設定しています。



地域	国内	海外
資産	債券	株式
投資対象	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に、高リスク商品は、低リスク商品に比べて、投資対象市場の動向や投資対象地域の経済・政治情勢等、より多くの情報が必要になる傾向があります。〈みずほ〉は、これらの情報を収集し、営業担当者がお客さまにこれらの内容を分かり易くご説明するために相応のコストをかけています。 	

* 上記の「商品の取扱窓口による差異」や「投資対象等による差異」は、一般的な例を示したもので、手数料の水準を決める要素はこれらに限るものではありません。そのため、上記の考え方に必ずしも当てはまらない場合もございます。

【当資料に関するご留意事項】

* 保険商品は預金ではございません。預金保険制度に規定する保険金支払いの対象となりません。お客さまの投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

* 投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険制度、保険契約者保護制度の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の対象となりません。お客さまの投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。